

第23回青森県食の安全・安心対策本部会議結果

1 日時

平成28年8月1日（月） 13時30分～15時00分

2 場所

ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

（青森県青森市中央1丁目1-18 TEL 017-734-4371）

3 参加者

青森県食の安全・安心対策本部委員19名（うち代理出席2名）

国・県関係課21名

4 会議議事概要

県内関係者の連携・協力のもと、食の安全・安心対策を推進するため「第23回青森県食の安全・安心対策本部会議」を開催した。

（1）開会あいさつ（県農林水産部 油川部長）

御多忙中であり、暑い中御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から攻めの農林水産業の推進をはじめ、格段の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

食の安全・安心対策については、「青森県基本計画 未来を変える挑戦」において、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「消費生活と食の安全・安心確保」といった重要な施策の一つとして位置付けているほか、「攻めの農林水産業推進基本方針」におきましても、施策の柱の一つとなっています。

また、本会議は、関係機関の連携・協力のもとに、食の安全・安心対策を推進するため、平成14年度から開催しており、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を策定し、その進捗状況などについて、情報共有や意見交換を行い、食の安全・安心の確保に努めて参りました。

しかし、全国的に見ますと、依然として産地間偽装や食品の異物混入などの案件が発生しており、食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保していくためには、なお一層、関係機関が一体となって取り組んでいく必要があると強く感じているところです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、今後の食の安全・安心対策の推進に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

（2）議長の選出

仮議長である油川部長の進行で、出席委員の互選により上野委員を議長に選出した。副議長には、上野議長の指名により向井委員を選出した。

(上野議長)

この会議に出席するに当たった、青森県で最近どういった食品事故や健康被害等がおきているかデータを見てきましたが、ここ数年、ほとんどがノロウイルスになります。この中にカンピロバクターや植物性自然毒の事件が数件まじるといような状況で発生しています。特に平成25年度以降は、それまで食中毒の代表格であった腸炎ビブリオやサルモネラ菌、黄色ブドウ球菌といった食中毒は県内では見られていません。

ということは、青森県の食の安全・安心を担保するシステムがある程度うまく言っているとすることがわかります。

しかし、毎年多くの患者が出ていますノロウイルスについて、これを征圧するためには青森県の食の安全・安心対策に担保するシステムに、更に高度なものに構築していかなければならない時期にきているものと思います。

本日は多くの委員の皆さんお集まりいただき、特に事務局の方から青森県食の安全・安心対策総合指針の見直しが近々あると言うことで、それに関して、皆様方の建設的な意見をいただきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

(3) 案件

ア 平成27年度取組実績及び平成28年度取組方針について

(資料1に基づき説明)

(ア) 基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

・GAP手法の導入組織数の27年度の実績は87組織で、前年度より9組織増加しており、これは、農協生産部会を主体に増加したもので、28年度取組方針は、組織レベルに応じた現地指導を行います。

・環境にやさしい農業の取組では、27年度の実績は4,482戸で、前年と比較して384戸減少し、これは、高齢化等によりエコファーマーの認定期間満了者の更新が進まないことが主な原因です。

(イ) 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

・食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催回数は295回、参加人数は14,339人といずれも減少しており、引き続き開催回数や参加人数の確保に努めていきます。

・食中毒発生件数及び患者数については、27年度は食中毒発生件数が5件、患者数が87人で、前年より減少しています。今後は、ホテル・旅館・給食施設等の対象量調理施設に対し重点的に監視指導を行います。

(ウ) 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

・食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催回数は69回、参加人数は15,590人といずれも減少しています。今後は、食品の安全・安心に関するイベント等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努めていきます。

・学校給食における県産食材利用割合は、26年度実績で66%で、米や牛乳の利用割合が高く、野菜や水産物では低くなっています。今後は、野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会等を開催していきます。

- (エ) 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます
- ・食品表示ウォッチャーの監視における不適正店舗率では、食品ウォッチャー95名が1,298店舗の小売店をモニターした結果、不適正のあった店舗数は15店舗(1.2%)で、「名称」、「原産地」表示の欠落であった。今後もウォッチャーによるモニターを継続し、報告のあった不適正店舗へはきめ細かな指導を行っていきます。
- (オ) 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます
- ・鳥インフルエンザ等については、発生に備え、庁内の体制等を整備するための情報連絡会議や県境での発生を想定した机上演習や備蓄資材の輸送に係る実働演習を実施しています。今後も引き続き情報連絡会議の開催、発生時における迅速な貿易対応のため、より実践に即した防疫演習を実施します。
- (カ) 基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます
- ・食の安全・安心に関する県民意識については、基礎的知識を持つ県民の割合が81%で、県産品に対する信頼度は80%となっている。今後も、講演会やイベント等を通じて、食品に関する正しい知識や安全・安心な県産品の消費拡大を図ります。

【委員からの質問・意見】

【大塚委員】

・基本方針のⅣに行政はとあり、基本方針のⅤに県はとあり、これを使い分けした理由をお聞かせ願いたい。

→ (安心推進G)

県は青森県が取り組むことで、行政がと言うのは市町村も含めた各自治体に取り組むと言うことで整理しています。

・Ⅴの緊急時における対応というのは、市町村はやらないんですか、県だけですか。

→ (畜産課)

口蹄疫及び鳥インフルエンザの防疫対策につきましては、県が実施すると言うことで、市町村はこの防疫措置に協力するという位置付けになっている。

【山内委員】

・食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催について、開催回数も参加人数もかなりの人数になっていると思いますが、具体的な中身はどうか、また、講師はどのような方になっているのか。というのは、内閣府の食品安全委員会で講師の派遣を行っていますし、演題についても時宜を得たものが多いと報告を受けているので、青森県の場合はどうなっているのか、おそらく、今年の2月18日に全国会議があったはずですけども、そこで話題にならなかったのかもお知らせ願いたい。

→ (保健衛生課)

こちらに挙げている数字は、保健所あるいは保健衛生課が直接、消費者団

体の方、市町村の消費者団体の方等から依頼されて衛生講習会として実施しているものがほとんどです。内容については、食品の選び方、手洗い等に関する講習、それから、今関心が高いノロウイルス等について、依頼先のニーズに合わせたものを実施しています。

・この研修会は、リスクコミュニケーションが基本だと思いますので、国の食品安全委員会ですら指針を設けて示されていると思うが、特に食中毒についてもかなり議論になりました。日本医師会の常任委員の方も言っていました、食中毒については、実際に報告されているものと報告されていないものもあり、報告されているものは氷山の一角だと報告されていたので、こういうものについてのリスクコミュニケーションを積極的に取り入れていかなければいけないと思います。それと、2月18日の全国会議での話について、差し支えなければお話しいただきたい。

→（保健衛生課）

国の安全委員会については確認しているところです。もう一つの、食のリスクコミュニケーションに関する部分については、消費者への研修会を増やしていったらどうかという件については、前向きに検討していきます。

・相対前になります、内閣府の木下リスクコミュニケーション課長から、よければいつでも職員を派遣しますし、他の県へも派遣していますからいつでもどうぞということでお知らせしていたはずですが、一向に開催されていないということで今申し上げました。それともう一つ、この前伊勢志摩サミットがありましたが、あそこで薬剤耐性の話があり、家畜では治療から転換剤を含めて、医療で使う抗生物質の耐性について、行動計画の見直し（ナショナルアクションプラン）が行われ、もう少しで行程表が出てくるはず。このような動きをどう捕らえているかということを知りたくて今話したので、その辺についてどう捉えているのか、2020年までの5年間で抗生物質を減らしていくという話もあるので、この辺を指針に盛り込んだらということをお話ししている。

→（畜産課）

薬剤耐性菌につきましては、これまでこの薬剤耐性菌の率についてモニタリングしている事業があります。県としても家畜の生産段階での菌を国のほうと合わせて検査し、全国で公表されているという状況です。また、家畜の生産段階において、生きている家畜ということで、薬は必要になってくるわけですが、まずは、薬を使うより予防の浸透により薬を減らしていく、また、どうしても薬を使わざるを得ない場合でも、適正使用により、慎重に薬剤を選んでいくということ、獣医師等により伝えていますが、アクションプランが公表された際には、それに基づき、薬剤耐性菌が発生しないよう進めて行くよう考えています。

【上野議長】

・山内先生が言うように、食中毒統計というのは保健所で関知しないと載ってこない、家庭で食中毒を起こして、それが統計に載ってこない部分があるのだ

と思います。それで、山内先生が質問された講習会・研修会の回数の件ですが、平成23年度だと1回平均100名くらいが、平成27年度だと200名くらいになり、非常に効率の良い研修会を行っているようだが、どうやって聴衆を増やしたのか教えていただけるとありがたい。

→（保健衛生課）

一般の方々に、保健所等でいろいろなことに対応してくれるということが周知できたことと、住民の方のニーズも非常に高く、講習会をやってほしいという問い合わせも多くなり、一つの単位も大きくなっていることが要因と考えています。

【真野委員】

・基本方針Ⅳについて、食品ウォッチャー95名が調査した1,298店舗について、県内の分布についておわかりであれば教えていただきたい。また、食品ウォッチャーを増やす計画があるかどうかをお聞きしたい。

→（企画調整G）

食品ウォッチャーの県内分布については、3市の他に、むつ市、十和田市、三沢市にウォッチャーがいて、県内まんべんなくいる状況です。それと、ウォッチャーの数ですが、毎年100名を目標に募集しており、今年度も97～98名の方にウォッチャーとして活動いただいています。

・弘前市について、不適正な店舗があったかどうかだけ教えて下さい。

→（企画調整G）

個別のデータを持ち合わせていないため、後ほど回答します。

【大塚委員】

・基本方針Ⅰの環境にやさしい農業の取組面積について、減っている要因として高齢化等によりとあるが、今後の取組方針と一致しないような感じがするのですが、どう考えていますか。

→（環境農業G）

ここでは、高齢化等と言うことで、高齢化を大きな原因と捉えています。このほかに、エコファーマーは5年間の計画となり、5年経過し、新たな計画を作る際に、今まで取り組んでいなかった新しい技術にも取り組む必要があると言うことが大きなネックになっているものと考えています。あと、折角取り組んでも、見合った価格で取引できないと言うのも大きな課題と考えています。今後は、技術に関する収集・調査と合わせて販売に関する研修、生産者と実需者とのマッチングにも力を入れていくこととしています。単に高齢化だけでは無いと感じてはいますが、今後は新規就農者等若い農業者へ声がけしていきたいと考えています。

イ 「青森県食の安全・安心対策総合指針」の見直しについて（資料2）

見直しの考え方（案）と見直しまでのスケジュールについて資料に基づき説明。

【委員からの質問・意見】

【山内委員】

・まだ、若干検討する時間もありますので、先ほど言ったナショナルアクションプラン、薬剤耐性のことですか、食中毒についてもいろいろな議論が必要だと思います。例えば鶏の生食、九州では当たり前のように食べているようですが、それでも食中毒がでた場合、地域の慣習も関わればいきなりダメとも言えない状況もあり、豚のレバーや馬肉等も含め、生食に関するもののリスクが高いのも事実で、見直しが必要なものが多々あるため、こういうところも配慮して指針を作っていていただきたい。やはり、先ほども申しましたが、内閣府や他県とも連携を図りながら取り組んでいただきたい。これは要望です。

【川村委員】

・基本方針Ⅱの見直しの視点について、GAPを取り入れていることを考えれば、県ではA-HACCPの認証数を推進目標に入れてもいいと思います。

【上野議長】

・HACCPに関しては、国が今後2年間で食品事業者に導入を義務化する方針で動いていますので、平成30年度には、どういうレベルかはあるのですが、認証が義務化され、全事業者に対しては浸透している可能性があります。A-HACCPについては、県独自で動いているわけですが、その頃には義務になっているという予測もできます。

【川村委員】

・では、その時には、県の取組は発展的解消を遂げると言うことですか。

【上野議長】

・そうではなく、新聞情報ではありますが、コーデックス委員会の7原則に沿ったHACCPとなると無理があるので、そのHACCPの視点を取り入れた衛生管理システムに何回かに分けてやったらどうかという意見もあるので、青森県のA-HACCPもおそらくコーデックス委員会に則った規格だとおもうんですが、それを、全ての小さい事業者等を含めできるかということ、やってみないと分からない部分で、かなりきついとは思いますが。いずれにしろ、2年後にはかなり普及している状況になっているとは思いますが。

【川村委員】

・規模の小さい事業者がたくさんいますので、2年後に義務化が進むとはどう考えていくため、目標にそれを入れなくても良いということにはならないと思います。また、底辺をすくい上げるという意味からは目標としては適しているとは思いますが。

・基本方針Ⅲの見直しについてですが、この会議の発足当時は食育の考え方が無かったわけで、後に食育という考え方が入ってきています。そして、食育は県の中で分かれたわけですね。この会議で食育を復活させることは私には理解できない。食育の中の理解度を高めると言うことは入るんだろうかと思うので、ここは別のテーマで再考する必要があると思います。

・基本方針Ⅳの食品ウォッチャーについては良いと思います。見直しの視点については、ウォッチャーの事例で食品表示とか産地偽装とかありますが、加工食品に関してのチェックは見切れていないのでは無いかと思います。旧JAS法だけでなく、食品衛生法、健康増進法の視点に立ったウォッチャーの指導も難しいとは思いますが必要だと思います。加工品はJAS法の中で言うと、産地の問題とか数量の問題とか、まあJAS法だけで見ていくと非常に分かりやすいですが、加工食品だと見抜くことは難しいと思います。アレルギーの欠落や保存期間のミス（1年しか持たないものに10年という桁の間違い等）が非常に大きいわけです。かといって、食中毒の原因菌となるものをウォッチャーは見れないと思いますので、行政に頼るしかない。その視点から旧JAS法のみならず食品衛生法、健康増進法をからめた対応としてウォッチャーがどう活動していくか、という視点で見直しを考えてほしい。

・異物の問題、消費者はどんなことであっても、針の先ほどの異物かどうか分からないものでも、それを発見した場合は許さないです。その原因究明と今後の対策と誠意を示せとなり、この考え方は非常に情緒的なもので、製造業者の開発意欲を削ぐものになりかねない。それに対しての消費者教育はもっと重要にあるべきだと思います。異物も2mm以下なら異物とみなさないという考え方も無いわけではないので、そういうことも含めてウォッチャーの教育（現場に赴くときの視点を示す）を加えていただければと思います。

・基本方針Ⅲの目標に、組織割合がありますが、これはここにおられる組織がどれくらい関わっているかの数字だと思います。私達参加している委員が如何にここに関わっていくか、ここにも非常に大きな問題があるように感じますので、このパーセンテージも目標にあげていく必要があると思います。

→（保健衛生課）A-HACCPへの対応をどうするか？

県では、昨年度末まで重点事業としてA-HACCPを推進してきましたが、今年度もHACCP制度の普及に努めています。今後の方向性は、国のHACCP導入型運営基準があり、こちらがTPPを見据えたHACCPということになり、こちらの方と2つの柱で進めて行くことで検討しています。今のところ、A-HACCPとHACCP導入型運営基準も普及に努めているが、今後ますます、上野先生のご指摘の通り、義務化も踏まえていきますが、国の法から情報がおりにきておりませんので、情報が入り次第、A-HACCPがこのままで良いのかも踏まえ検討していきます。

→（澁谷課長代理）食育をどう捉えるのか？

食育につきましては、今年度からスタートした第3次食育計画を県で策定しております。今回指針の見直しの視点で食育を盛り込みましたのは、既に策定した食育計画の視点を盛り込んだもので、指針の重点取組でも安全な食品を選択するための正しい知識の習得とありますので提案したものです。

→（企画調整GM）食品ウォッチャーの監視レベルの向上について

食品ウォッチャーの活動については、生鮮食品に限定してお願いしていま

す。その結果が1.2%とという結果になって表れています。委員ご指摘の通り、加工食品については、表示も非常に複雑だと言うことで、加工食品については、食の安全・安心推進課のほか、各県民局に食品表示の指導チームを設置しており、連携して指導に当たっているところです。この指導に当たりましては、県、消費者庁、農林水産省と連携しながら加工食品の表示の適正化に努めていますが、加工食品での食品ウォッチャーについては、今後の検討課題とさせていただきます。

→（安心推進GM）組織割合のとらえ方

委員のご指摘の通り、本部会議に参画している各団体がどのくらい取り組んでいるかと言うことなので、各団体には積極的に取り組んでいただければと思います。

【川村委員】

・食育ですが、2箇所であれば更に効果がでるだろうということもあるだろうとは思いますが、結果的に近年の青森県の抱えている状況を考えますと、短命県返上がクローズアップされている。食育という文字を入れても良いとは思いますが、結果的に食の安全・安心を担保した食品を食べることによって青森県民が短命県返上につながっていくということの方が良いような気がします。今、青森県が抱えている問題としてはこっちの方が大きいような気がします。食育は第3次食育計画に任せて、インパクト的にも指針では短命県返上の方が良いような気がします。

【山内委員】

・HACCPについては、我々が関係している食調総研では、全国でも3～4割程度がHACCP、青森県内でもそうです。取りかかっているところもありますので、おそらく国の想定どおりに進むと私は思っています。A-HACCPについては悪いことでは無く良いことなので大いに進めるべきだと思います。

・食育については、食品安全委員会で食品添加物とか毒きのこ、ニラと水仙を間違えて食べたとかをなくしてくこと、それと学校給食の安全に係る教職員を対象とした研修会（東京都）、子供達へ伝える食品安全（松山市）など、他県では、学校関係者を対象にした食のリスクについて勉強しています。食育も食の安全・安心に関係した取組となればおかしくないし、2箇所であれば効果が上がるのであれば良いことだと思います。

【上野委員】

・抗生物質の問題は、一般の食品衛生からは残留農薬の観点がほとんどでしたが、耐性菌が出現しないようにするというのも重要な視点ですので、基本指針I-②に入れ込むことができると思います。

イ 県産農林水産物等における放射性物質の検査状況について
(資料3に基づき説明)

(4) 閉会あいさつ（県農林水産部 油川部長）

委員の皆様方、長時間にわたり御意見いただきありがとうございました。

特に来年度予定している指針の見直しについていろいろな御意見いただきありがとうございました。

事務局、関係団体ともいろいろと話をしながら今後の食の安全・安心に向けて実行力のある指針にしていきますので引き続き御協力をお願いします。